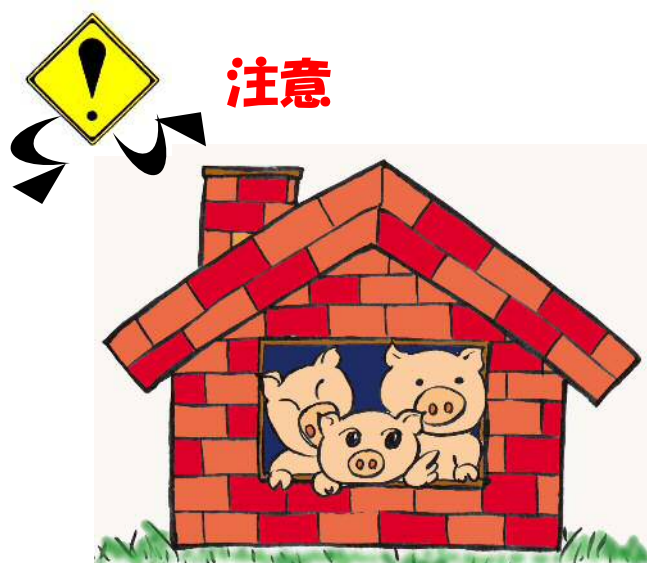


令和5年度
名古屋市民間木造住宅耐震診断マニュアル
(資料編)



名古屋市住宅都市局耐震化支援室

目 次

1.	増築の取扱い	P 2
2.	別棟等の取扱い	P 3
3.	『診断報告書作成シート』(Excel)の“地形”の入力について	P 4
4.	木造住宅がRC造の車庫等の上にある場合の診断の取扱いについて	P 5
5.	“Wee2012”外周入力について	P 6
6.	“Wee2012”壁入力について	P 7
	① 壁入力の方法について	
	② 換気扇がある壁の耐力について	
	③ 仕上げが連続した600mm以下の壁の取扱いについて	
	④ 有効開口壁の耐力評価する場合	
7.	名古屋市耐震診断事業 質問・回答集	P 10

1. 増築の取扱い

- ・耐震診断は原則として、敷地単位で1件分として依頼、**いずれの場合も報告書作成は1件分**
 - ・構造別棟ごとに調査・データ入力をして診断
- ※構造別棟：基礎、柱、壁、屋根等が別々で造られており、地震時に個々に揺れるもの
(エキスパンションジョイントができるもの)

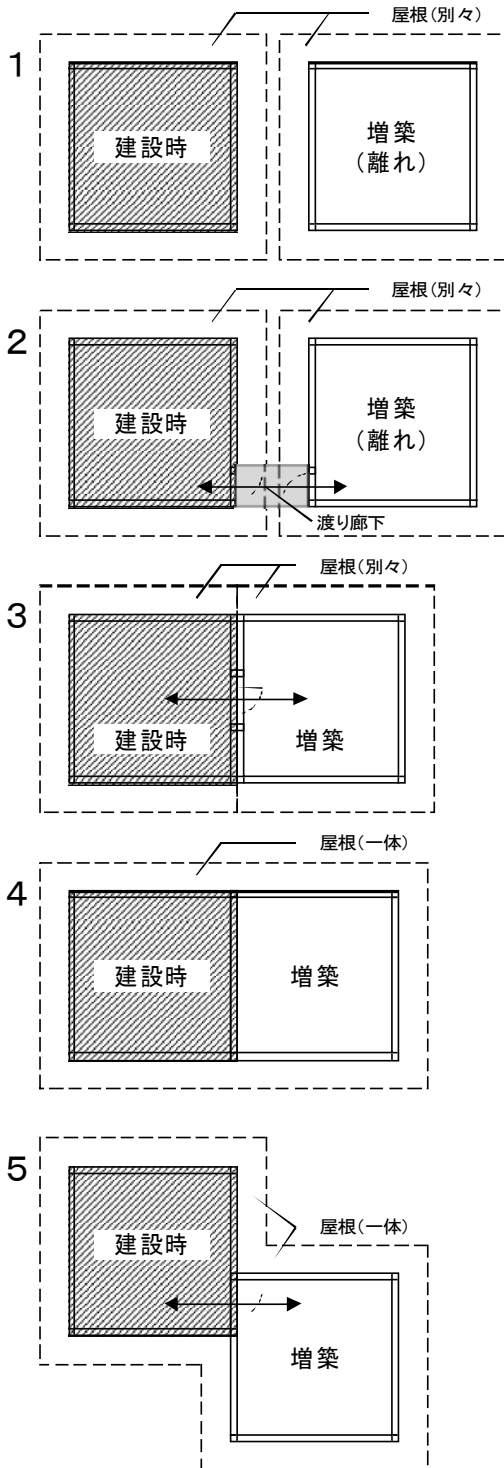


図1、2

- 完全に別棟、離れている(一部が渡り廊下で接続含む)
- 離れが住宅の一部として使用されていれば(倉庫等は不可)診断対象
- 2棟として診断
- データ入出力 2件分
- ※離れの入居者が異なる場合は、別途協議

図3

- 梁、柱、基礎、屋根などは別々 外観は1棟
- ①増築部との床面剛性がある程度期待できる
(柱と柱をボルトで緊結等)
- 1棟として診断
- データ入出力 1件分
- ※基礎、接合金物等は、古い方(不利側)を入力
- ※梁が二重の場合、主要な壁を入力
- ②増築部との床面剛性が期待できない
(柱と柱をボルトで緊結等されていない)
- 2棟として診断
- データ入出力 2件分

図4、5

- 同一棟、梁、柱等を共用し増築一体化(棟増築) 基礎、屋根は一体化 外観は1棟
- ①増築部との床面剛性がある程度期待できる
- 1棟として診断
- データ入出力 1件分
- ※基礎、接合金物等は、古い方(不利側)を入力
- ②増築部との床面剛性が期待できない
(接合長さが短い場合など)
- 2棟として診断
- データ入出力 2件分
- ※判断が難しい場合は、別途協議

2. 別棟等の取扱い

- 耐震診断は原則として敷地単位で1件分として依頼、ただし、それぞれの対象住宅が用途上可分となるものは、接道が取れ机上分筆が可能な場合に限り2件分として受付可能。

※用途上可分：それぞれ水回り3点セットがあり、独立して成り立つもの。

※以下の対象建物の説明は、前提条件として、すべて住宅かつ旧耐震であることとする。

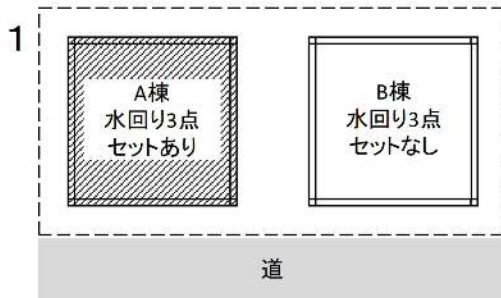


図1

- A棟とB棟が用途上不可分の関係にあるものは、B棟も対象となる。
- 1件として受付(受付番号は一つ)
計算は別々
※用途が倉庫、車庫などの居住の用を供しないものは対象外。

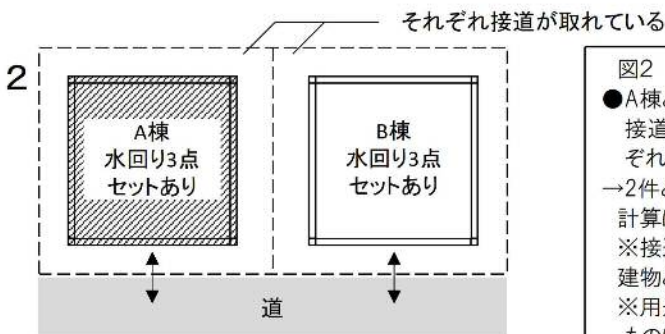


図2

- A棟とB棟が用途上可分の関係にあるものは、接道が取れ、机上分筆が可能な場合は、それぞれで受付可能。
- 2件として受付(受付番号は二つ)
計算は別々
※接道が取れない場合は、A棟とB棟で一つの建物となるため1件で受付。
※用途が倉庫、車庫などの居住の用を供しないものは対象外。

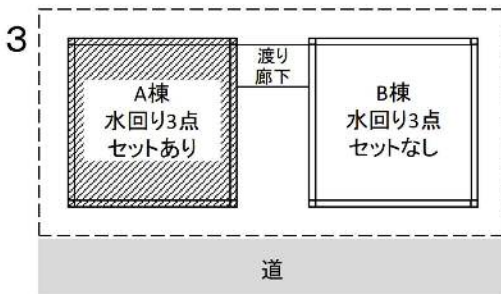


図3

- A棟とB棟が、渡り廊下で繋がっている場合、A棟とB棟は一つの建物であるため、付属のB棟に水回りがなくても対象となる。
- ただし、渡り廊下程度の間口の狭い接続であり、床面剛性が期待できないものは、A棟とB棟をそれぞれで診断をする。
- 1件として受付(受付番号は一つ)
計算は別々
※用途が倉庫、車庫などの居住の用を供しないものは対象外。

3. 『診断報告書作成シート』(Excel) の“地形”の入力について

■地形－状況－ 平坦、普通

がけ地・急斜面

がけ地・急斜面（土砂災害危険箇所） ←地震ハザードマップより

－対策－ コンクリート擁壁施工

石積・ブロック積み施工

特別な対策を行っていない

「地形の状況」

がけ地・急斜面を選択した場合や平坦、普通であっても擁壁等がある場合「注意事項」セルD118の項目での選択を行うこと。

注意事項入力用

擁壁が崩れると、建物直下の地盤が崩壊する可能性があります。

擁壁が崩れると、崩れた土砂が建物を押し出す可能性があります。

擁壁のコンクリートに大きなひび割れがありますから補修しましょう。

石積が崩れると、建物直下の地盤が崩壊する可能性があります。

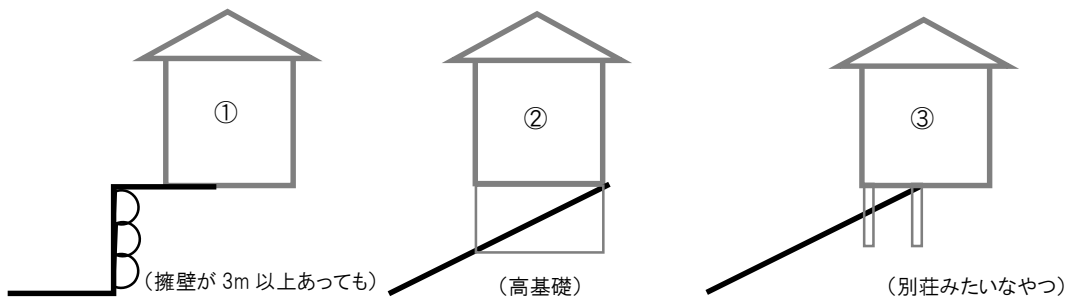
石積が崩れると、崩れた土砂が建物を押し出す可能性があります。

石積が崩れていたりはらみだしていたりする部分は補修しましょう。

地盤が崩れると、建物直下の地盤が崩壊する可能性があります。

地盤が崩れると、崩れた土砂が建物を押し出す可能性があります。

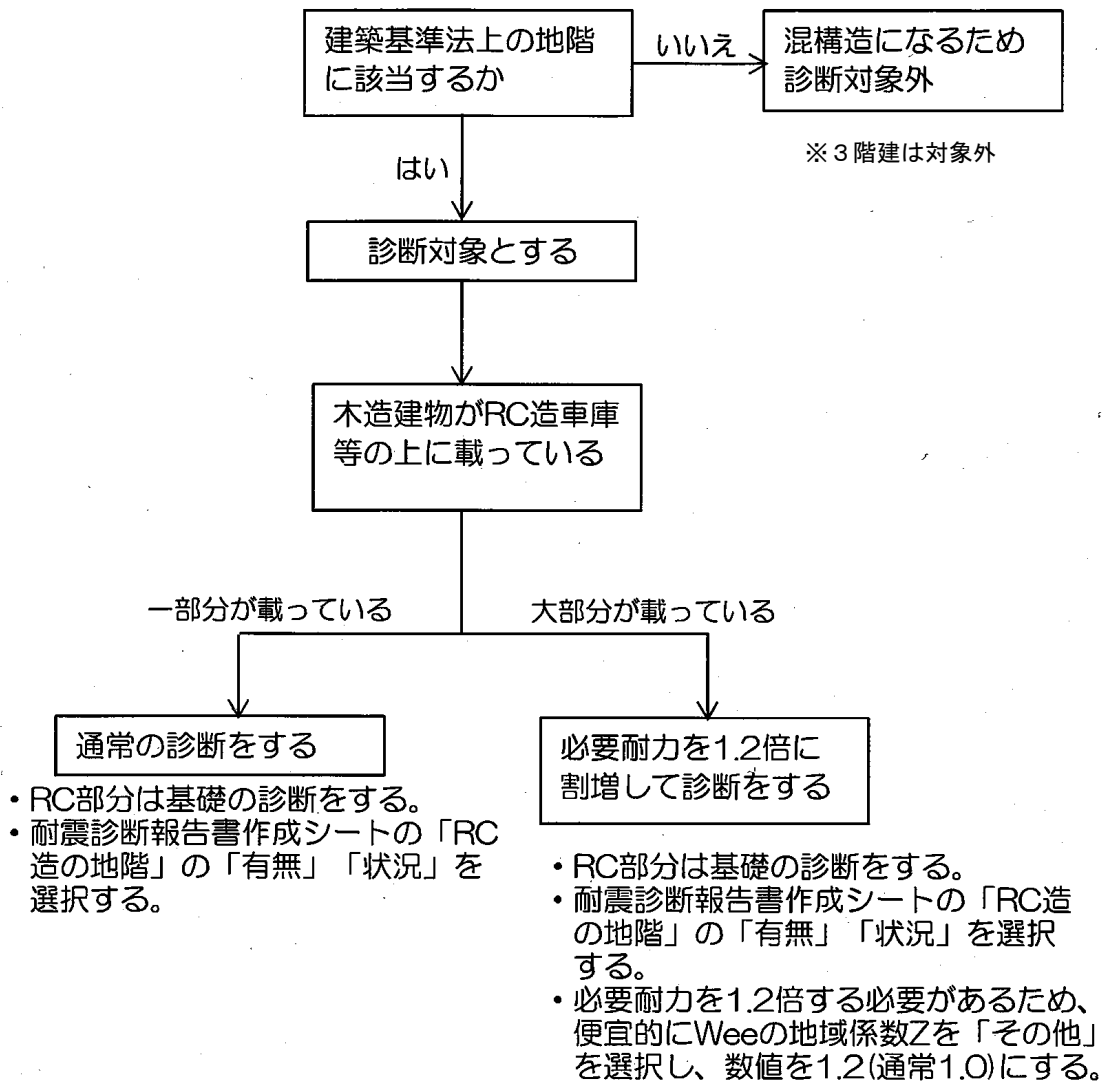
コンクリート擁壁を設置しましょう。



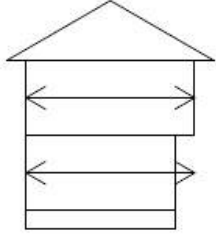
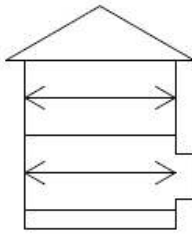
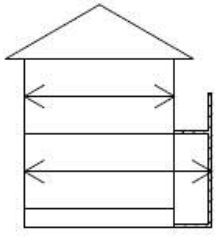
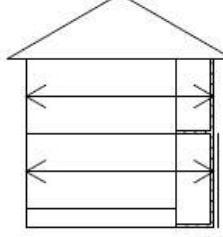
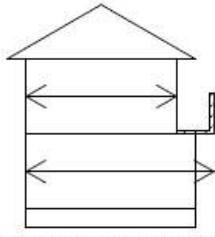
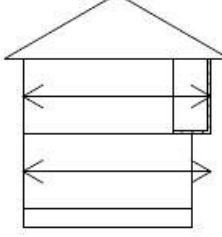
※①②の場合は、「状況」は「平坦、普通」を選び、「対策」で「コンクリート擁壁施工」「石積・ブロック積み施工」を選ぶ。

※③実際ないと思われる。

4. 木造住宅がRC造の車庫等の上にある場合の診断の取扱いについて



5. “Wee2012”の外周入力について

外周入力範囲 ←→			
<p>① 2階オーバーハング</p>  <p>○1m以上のオーバーハングは 診断対象外</p>		<p>② 出窓</p>  <p>○出窓は外周入力に含まない</p> <p>○建築基準法上延べ床面積に 含む出窓は、外周入力に含む</p>	
外部鉄骨階段		構造が一体のバルコニー	
<p>③ 1階柱あり</p> 	<p>④ 1階2階柱あり</p>  <p>鉄骨筋かいはいは 参入しない</p>	<p>⑤ 1階柱なし</p>  <p>*バルコニーの手すりが アルミでも同じ</p>	<p>⑥ 2階柱あり</p> 

6. “Wee2012” の壁入力について

① 壁入力の方法について

【外面（上段）】：外壁の場合は外壁仕上を入力、内壁の場合は内壁仕上を入力

- 注意！**
- ・ 2階建てで、1階部分の下屋（平家建てとなる部分）の屋根がある場合は、2階の外壁仕上の記入方法は要注意。
 - ・ 2階外壁仕上は、2階床梁（胴差梁）まで施工が現地確認できた場合のみ外壁仕上の記入をする。
 - ・ 開口部に雨戸等の戸袋がある場合で、戸袋内の外壁仕上が確認できた場合のみ外壁仕上の記入をする。
 - ・ 現地確認できない場合は、外壁仕上は「無し」と記入し診断する。

【 芯 】：筋かいを入力

- 注意！**
- ・ 筋かいの記載のある図面がある場合は、記載のある箇所を現地で照合し入力する。（現地調査の際に筋かいの有無ではなく、壁があり、筋かいが入っている可能性がある」と診断員が判断した場合は入力）
 - ・ 図面がない場合や筋かいの記載のない図面の場合は、現地調査の際に目視確認できた所のみ入力する。
 - ・ 筋かいの寸法（サイズ）が不明の時は「15×90以上金物なし」で入力する。
 - ・ 筋かい金物が目視確認できない時は、端部金物なしで入力する。

※筋かいの有無については診断員の判断となるが、図面がある場合は現地調査にて概ね図面が信用できるものか判断する。相違箇所がわずかで信用できるものであると判断されれば、図面上の筋かいはあるものとして入力する。図面と現地にかかなりの相違があり信用できないと判断されれば目視確認ができたところのみ入力する。

【外面（下段）】：土壁の場合はここに入力 **（要注意）**

- 注意！**
- ・ 土壁がない場合（乾式の場合）は、合板・ボード貼等の各仕様を入力する。
 - ・ 内壁の場合は、小屋裏又は天井裏において梁まで施工されている事を確認して入力する。（合板・石膏ボード張りを除く）
 - ・ 土壁評価をする場合は、小屋裏又は天井裏において「梁まで施工されている」又は「7割以上施工されている」ことを目視確認して入力する。
 - ・ 壁の仕様が現地で確認できても、明らかに耐力評価できないと判断される場合（規定の厚さが足りない、庇等で仕上がりが切り欠かれている、150φ以上の換気扇の穴があいているなど）は入力しない。

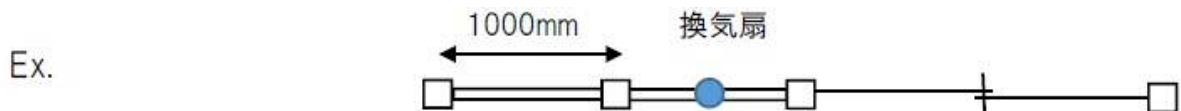
② 換気扇がある壁の耐力について

・平成 27 年建防協の Q & A (3 月 3 日版「2012 年改訂版木造住宅耐震診断と補強方法」の質問回答集 P13 Q3.68) に、「1 棟の住宅内で、その個所が少ないという前提のもとでは、換気口程度は無視してもかまいません。」と回答あり。

つまり、木改修の際でのコンセントの穴くらいであれば耐力をみてよい。(それ以上の穴である場合は「0」入力)

※名古屋市としては右の通りの入力法で統一する

- ・換気口 150φ未満の場合は、壁の耐力で入力。
- ・換気口 150φ以上の場合は、換気口壁は「0」で入力。



	合計	土塗 2.4	換気扇	窓型開口
150φ未満	6.0	2.4	2.4	0.6×2
150φ以上	4.2	2.4	0入力	0.6×2

③ 仕上げが連続した 600mm 以下の壁の取扱いについて

壁柱位置で区切って入力。ただし、900 グリッド未満にしないこと (市では 900~1,000 のグリッドで入力設定を統一)。

※平成 27 年建防協の Q & A (3 月 3 日版「2012 年改訂版木造住宅耐震診断と補強方法」の質問回答集 P15 Q3.83) には、「同じ仕様が連続しており、両端に柱があれば 600 未満でも評価して良い。」とあるが、市としては 600 未満の壁は評価しない。

※次ページ資料参考

④ 有効開口壁の耐力評価する場合

- ・掃き出し型開口壁：垂れ壁 (高さ 360 mm以上) のみを有する開口壁。
- ・窓型開口壁：垂れ壁と腰壁を有する (開口高さ 600 mm~1200 mm程度) 開口壁

※「一般診断法によるプログラム」の P35~P37 (重要 1) 耐震診断法上における開口部の評価の考え方について (Q&A より抜粋) 1.~9. の内容に注意。

壁入力



Wee入力可能



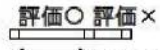
× Weeでは単独で600以下は入力できない



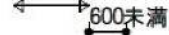
○ 耐力評価できない無開口壁(0無し)



○ 有効開口壁(窓型開口・掃き出し型開口)



連続した同じ仕様であっても600未満の壁は耐力評価しない

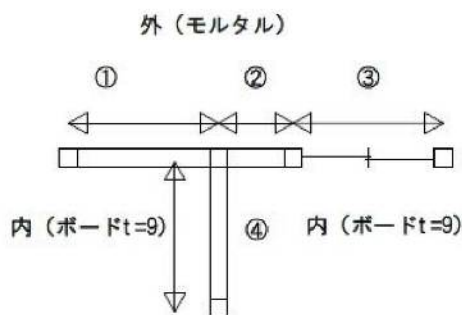


600未満

*玄関、立ち上がりのない勝手口、欄間付き掃き出しのある壁は入力しない

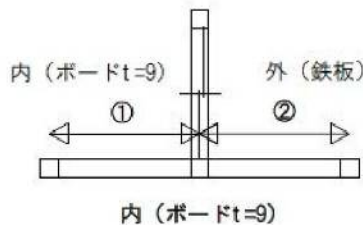
*換気扇(150φ以上)のある壁は0入力

*壁入力上段・下段には、「不明」は入力しない



		土あり	評価	土なし	評価
①	外面	モルタル	2.2	モルタル	2.2
	芯	無し	0	無し	0
	外面	土壁	2.4	ボード	1.1
②	外面	無し	0	無し	0
	芯	無し	0	無し	0
	外面	無し	0	無し	0
③	外面	窓型開口	0.6	窓型開口	0.6
	芯				
	外面				
④	外面	ボード	1.1	ボード	1.1
	芯	無し	0	無し	0
	外面	土壁	2.4	ボード	1.1

*筋かいがある場合は芯に入力



		土あり	評価	土なし	評価
①	外面	ボード	1.1	ボード	1.1
	芯	無し	0	無し	0
	外面	土壁	2.4	ボード	1.1
②	外面	無し	0	無し	0
	芯	無し	0	無し	0
	外面	土壁	2.4	ボード	1.1

*筋かいがある場合は芯に入力

7. 名古屋市耐震診断事業 質問・回答集

『県マニュアル』；改訂 愛知県木造住宅耐震診断マニュアル（一般診断法による診断）

『建防協マニュアル』；2012年改訂版 木造住宅の耐震診断と補強方法（日本建築防災協会発行）

『Wee』；木造住宅耐震診断プログラム（一般診断法 2012）

診断業務	
Q 1 写真や平面図はデジタルデータで提出する必要はないのか。	A 報告書一式をスキャナで取り込むので提出の必要はありませんが、作成したものは個人データのため、審査時にお持ち頂いたUSB対応のメモリ媒体等から名古屋市が削除します。
Q 2 報告書の印刷はカラーが必要か。	A 報告書作成シートの印刷部分、平面図、診断プログラムについては白黒印刷とし、写真についてはカラーで提出してください。
Q 3 報告書の印刷は両面印刷してよいか。	A 報告書は片面印刷にしてください。
Q 4 勤務先やメールアドレスを変更した場合どうしたらよいか。	A 住所など診断員の登録情報に変更があるときは、愛知県に『登録事項変更届』を提出し、名古屋市にも変更事項をお知らせください。また、メールアドレスや携帯電話番号に変更があった時も名古屋市にお知らせください。
Q 5 事務協へ事務委託しているそうですが事務協に加入していないと診断依頼されないのか。	A 事務協への加入の有無と診断依頼とは関係ありません。診断員は名古屋市の登録になります。
Q 6 特殊な事例やWeeの入力方法についてはどこに相談したらいいのか。	A 特殊な事例については、名古屋市に直接問い合わせてください。その他、Weeの入力方法などの一般的な内容は、依頼票下部に記載のある連絡先へ連絡するか、審査予定日以前に開催している審査会の会場にてご相談ください。
Q 7 『まちづくり情報システム(ISM:イズム)』はどこで見られるか。	A 『まちづくり情報システム (ISM:イズム)』は名古屋都市センターのHPから閲覧できます。詳しくは、マニュアル（事務編）のP7をご確認ください。

Q 8 2回目の診断を受けることは可能か。	A 1回目が平成25年以前の診断であれば受けられます。ただし申込書と一緒に『確認書』（HPにデータなし）が必要です。2回目を受ける場合『確認書』を市から所有者へ郵送するため、市にご連絡ください。
Q 9 耐震改修を行った建物は診断できるか。	A 名古屋市の耐震改修助成制度を利用し耐震改修を行ったものは、耐震診断はできません。
Q 10 耐震診断員の指定はできるのか。	A 原則として、診断員指定の申し込みはできません。例外として、所有者から診断員指定の強い要望がある場合は、所有者から名古屋市に連絡していただき、名古屋市から所有者に郵送する書類を申込書と一緒に提出していただくことで可能とします。

現地調査

Q 1 図面がない場合、筋交いのある・なしを聞き取りによって判断してよいか。	A 基本的に図面がない場合は、施工中の写真及び現地調査で確認できた部分のみ評価してください。ないことが確認できれば『なし』とし、あるかどうか疑わしい場合も『なし』としてください。原則、『不明』は使用しないでください。申込者が強く筋交いの存在を主張した場合などは、報告書のその他注意事項に記入の上、反映させてください。
Q 2 図面と現地調査とに大きな違いがある場合、どうすればよいか。	A 図面と現場にかなりの相違があり、信用できないと判断されれば目視確認できた部分のみ評価してください。
Q 3 共同住宅や長屋の場合で各部屋の間取りが明らかな場合、すべての部屋を確認する必要があるか。また、申込時には空家で調査時に入居されている場合はどうすればよいか。	A 図面等で間取りが明らかな場合は、適宜判断し調査を行ってください。新たに入居された場合も日程調整時に調査の同意が得られていれば支障ありません。
Q 4 特殊な形状、構造等で調査の中止が考えられるが判断が困難な場合は、どうしたらよいか。	A 特殊なものでないかぎり、診断は行う方向で調査してください。どうしても判断がつかない場合は現地から名古屋市に電話連絡してください。休庁日は後日連絡してください。

<p>Q 5 診断時の交通手段として車を使用することが多いと思うが問題はないか？</p>	<p>A 自己責任において行ってください。 現地診断の前に、駐車場の位置をあらかじめ確認してください。路上駐車は近隣の迷惑となるためおやめください。(苦情あり)</p>
<p>Q 6 報告書に記入する診断地の住所は住居表示と地名地番が違うときがあるが、申込書のものを記入してよいか。</p>	<p>A 診断時は、明らかにおかしいとき以外は、申込書の住所でかまいません。(ただし、診断後に改修助成制度を利用するときの所在地は地名地番となります。)</p>
<p>Q 7 現地診断で、申込者が住宅所有者でないことが発覚した。どうしたらよいか。</p>	<p>A 診断の申込みは住宅所有者しかできません。 現地から必ず市に連絡してください。なお、現地で所有者の診断の意思があればそのまま診断を行って構いませんが、難しいようであれば診断を中止してください。</p>
<p>Q 8 対象建築物の着工日は確認しなくてよいのか。</p>	<p>A 確認申請書があれば建築確認の日付を確認してください。昭和 56 年 5 月末以降の着工の場合、対象外となります。ただし、状態が新しく明らかに昭和 56 年 5 月末以降の着工であるような場合を除き、書面等による確認は必要ありません。また、診断後に改修助成制度を利用するときは固定資産税・都市計画税の課税明細書にて建築年度を確認します。</p>
<p>Q 9 一部が非木造であった場合はどうすればいいか。</p>	<p>A 原則、梁、柱が非木造（鉄骨造等）の架構があれば診断対象外ですが、下屋等一部の柱や梁のみであれば程度に応じ木造とみなし対象としますので、報告書作成シートの特記事項欄に明記してください。判断に迷う場合は、名古屋市か、依頼票下部に記載のある連絡先か審査会の会場にてご相談ください。</p>
<p>Q 10 筋交いの端部金物ありは釘打ちでもよいか。</p>	<p>A 筋交いの端部金物は(財)日本住宅・木材技術センターの Z 金物 BP、BP2 及び同等品の金物が相当します。 釘打ちの場合は端部金物なしで入力してください。</p>

<p>Q 1 1 小屋裏物置がある場合、どうすればよいか。</p>	<p>A 建築基準法上の階扱いしない場合は、小屋裏を階としないで診断してください。ただし、改修時に小屋裏の大きさにより床面積に加える場合があります。なお、3階建てとなる場合は診断対象外となります。</p>
<p>Q 1 2 建物が複数棟あった場合、どうすればよいか。</p>	<p>A 診断申込は、原則1敷地1建物になりますので、離れ等は1つの報告書内に棟ごとの結果を作成します(診断依頼は1件分です)。『市マニュアル(資料編)』P2「増築の取扱い」P3「別棟等の取扱い」を参考にしてください。</p> <p>また、それぞれの建物が別敷地として扱えるようでしたら、診断依頼は複数となるので、現地から名古屋市に電話連絡したのち調査してください。申込者には追加分の申込書を提出してもらい、新たに受付番号を発行し診断員あて追加依頼することになります。</p>
<p>Q 1 3 スキップフロアの場合、どうすればよいか。</p>	<p>A 傾斜地などでスキップフロアとなる場合は状況によりますが、原則は3層にならず、1m程度の段差であれば診断を行ってください。判断に困る時は、名古屋市と協議してください。</p>
<p>Q 1 4 半地下駐車場の上に木造がある場合、どうすればよいか。</p>	<p>A 『市マニュアル(資料編)』P5「木造住宅がRC造の車庫等の上にある場合の診断の取扱いについて」をご覧ください。</p>
<p>Q 1 5 現地調査時に診断対象外であることが判明した場合、どのように手続きをしたらよいか。</p>	<p>A その場で判断がつけば申込者に対象外であること、名古屋市から対象外の通知が郵送されることを伝えてください。その後『名古屋市 伝統工法及び対象外報告書』を名古屋市へ提出してください。また、建築確認書・図面のコピーなど対象外の根拠資料を必ず添付してください。</p> <p>『市マニュアル(事務編)』P12「診断対象外の場合」をご覧ください。</p>

<p>Q 1 6 現地調査時に診断対象外であることが判明した場合、診断料はどうか。</p>	<p>A 完了報告時に他の物件と一緒にご報告ください。現地調査料をお支払します。 ※対象外となる根拠資料の提出が必要となります。 ※交通費ではなく、調査した結果を申込者へ報告したものととして支払います。</p>
<p>Q 1 7 図面に高倍率仕様の構造材が記載している場合、評価してよいか。</p>	<p>A 無料耐震診断では、壁耐力は『建防協マニュアル』P31の一般診断法での工法と壁基準耐力の表から選んでください。『その他(別添仕様)』は使用しないでください。</p>
<p>Q 1 8 診断員が診断場所でけが等をした場合はどうか。</p>	<p>A 事務協では傷害保険に加入していませんので、調査は慎重かつ無理ない範囲で行ってください。</p>
<p>Q 1 9 調査中、建物等が破損した場合、補償はどうか。</p>	<p>A 診断員の過失で破損した場合は診断員の責任で誠意ある対応をしてください。また、事務協で対物保険に加入していますので、事務協と名古屋市に連絡してください。保険を適用する際に、耐震診断調査通知書が現地に行った証拠となりますので、必ず現地調査に行ったときには通知書を申込者に渡してください。</p>
<p>Q 2 0 調査は休日や夜間に行なってもいいか。</p>	<p>A 診断員と申込者の調整にて適宜行ってください。ただし、調査に支障をきたす夜間の調査はご遠慮ください。</p>
<p>Q 2 1 申込者と連絡がつかない場合どうしたらよいか。</p>	<p>A 定期的に申込者に電話をして頂き、連絡がつかない場合は名古屋市に連絡してください。名古屋市からその旨を申込者に手紙でお伝えします。その後、連絡がつけば、再度診断のお願いをします。それでも連絡がつかない場合は、名古屋市から診断員にその旨を連絡し、審査会などで依頼票と地図を返却ください。 審査予定日に間に合わない場合は、事務協へご連絡ください。</p>

建物概要入力

建物仕様・重さ

Q 1 外壁・内壁・屋根・基礎など建物概要の仕様が部分的に異なる場合、どうすればよいか。

A 【基礎形式の場合】

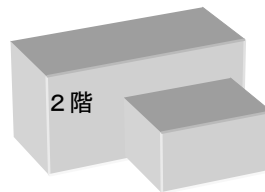
建物の倒壊に直結する可能性があるため、安全側（評価が下がる側）の基礎形式を選択してください。

無料耐震診断では基礎・接合部は一律同じとし、壁ごとに変更しません。

【外壁・内壁・屋根仕様の場合】

診断員の判断で実状にあった仕様を選択してください。

【例】外壁仕様



2階外壁；ラスモル土壁無
下屋外壁；ラスモル土壁有
※下屋部分は面積もそれほど大きくないので実状を考慮して
2階外壁；ラスモル土壁無で評価

Q 2 建物仕様入力で、屋根・壁の仕様があてはまるものがない場合、どうすればよいか。

A 診断報告書の平面図に実際の仕様を記入し、入力とは実状に近いものを選択するようにしてください。

地盤・軟弱地盤割増

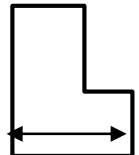
Q 1 地盤種別はどのように判断するか。



A 名古屋都市センターの『まちづくり情報システム（ISM：イズム）』の「南海トラフ被害想定（市）の震度（既往）と液状化（既往）」から判断してください。

形状割増

Q 1 形状割増に係る短辺幅はどこで判断するか。

A Wee を使った診断ではプログラムの対応上、最大短辺で判断する事になります。改修計画作成などでは実状にあった対応をするようにしてください。

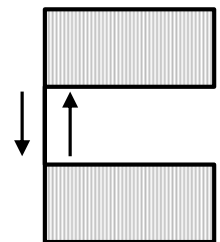


<p>床仕様</p> <p>Q 1 床仕様入力でコンパネの場合は『I : 合板』を選んでよいか。</p>	<p>A 床仕様『I : 合板』は構造用合板の場合です。また、厚さ、釘の種類、ピッチ等の基準があります。詳しくは『建防協マニュアル』P98 解表 4. 4 床倍率 1.0 以上の仕様となります。それらが確認できた場合に『I : 合板』を選択してください。</p>
<p>接合部</p> <p>Q 1 接合部仕様とはどの部分をいうのか。</p>	<p>A 柱頭・柱脚とその横架材（梁・土台）とを接合している部分をいいます。</p>
<p>Q 2 接合部仕様を確認できない場合、どうすればよいか。</p>	<p>A 確認できた部分から類推してください。判断がつかない場合は接合部仕様Ⅳとしてください。 ※接合部仕様は建物全体の“壁の耐力算出”の計算に使用され、診断結果に大きく影響する部分です。建物全体で判断するようにしてください。</p>
<p>Q 3 平屋建てで、接合部仕様が『ほぞ差し、釘打ち、かすがい等』の場合、接合部仕様（Ⅲ・Ⅳ）はどちらを選択すればよいか。</p>	<p>A 接合部仕様Ⅳを選択してください。</p>
<p>Q 4 接合部仕様の選択で『ほぞ差し、釘打ち、かすがい等』の場合、2 階建ての通し柱が確認できない場合、どうすればよいか。</p>	<p>A 接合部仕様Ⅳを選択してください。</p>
<p>Q 5 接合部仕様Ⅰ・Ⅱとはどのような仕様か。</p>	<p>A 接合部仕様Ⅰは『平成 12 建告 1460 号』で、接合金物の種類や設置箇所など規定しているものです。詳しくは告示を確認してください。 接合部仕様Ⅱは下記例のような、3.0kN以上の規定された金物が施工されている場合です。 いずれの場合も建物すべての壁の耐力の算出に影響しますので、部分的に判断せず、建物全体で判断してください。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div>

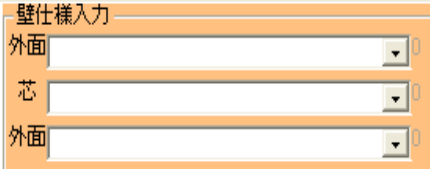
<p>Q 6 建物四隅全てが通し柱の総 2 階建ての建物の接合部仕様が、『ほぞ差し、釘打ち、かすがい等』の場合、接合部仕様（Ⅲ・Ⅳ）はどちらを選択すればよいか。</p>	<p>A 接合部仕様Ⅳを選択してください。改修時は通し柱に挟まれた構面を接合部Ⅲと評価し、それ以外の壁は接合部Ⅳで評価します。木診断では建物全体で接合部を評価するため、安全側の接合部Ⅳで評価します。</p>
--	---

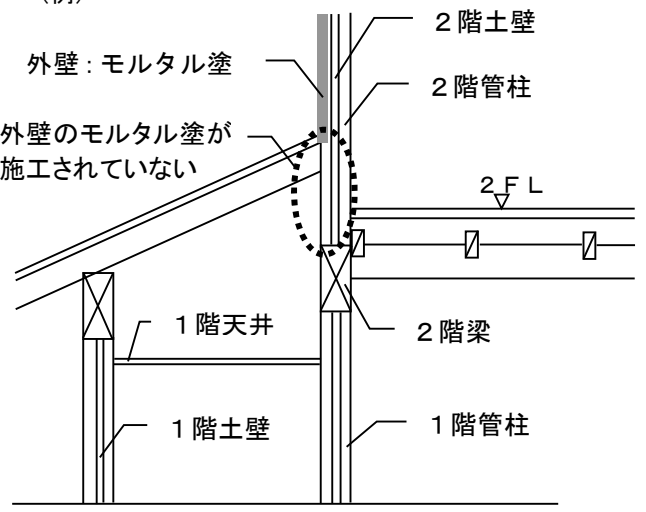
外周入力

<p>Q 1 バルコニーは外周入力に含めるか。</p>	<p>A 軽微なアルミバルコニー等は考慮しなくてもよいですが、相当な荷重が見込まれるのであれば考慮してください。</p>
<p>Q 2 共同住宅の鉄骨の外部階段は外周入力に含めるか。</p>	<p>A 『市マニュアル（資料編）』P6 をご覧ください。</p>
<p>Q 3 1 階のポーチ部分などの外周入力はどうすればよいか。</p>	<p>A 小規模のものであれば考慮しなくてよいです。相当な荷重が見込まれるのであれば考慮してください。</p>
<p>Q 4 2 階部分が 2 つの領域に分かれている場合、外周入力をどのように入力すればよいか。</p>	<p>A 左記のように外周入力が「交差ししない、一筆書き、始点と終点が閉じている」のであれば入力が可能です。ただし、壁の配置のバランス等が正しく評価されませんので、その旨を申込者に説明してください。</p>



壁仕様入力

<p>Q 1 Wee の壁仕様入力で外面・芯・外面はどのように入力すればよいか。</p> 	<p>A 名古屋市の耐震診断事業では以下のようなルールで入力してください。</p> <p>【基本ルール】</p> <p>※土壁がある時は下段外面に土壁を入力 ※芯へは筋交いがある時のみ筋交いを入力 ※外壁の場合は上段外面に外壁外側の壁仕様を入力 ※同じ耐力要素を重複して入力することはできません</p> <p>(例 土壁を上下段へ入力 ×)</p> <p>その他の詳細は『市マニュアル(資料編)』P7をご覧ください。</p>
<p>Q 2 外壁の仕上げが鉄板(トタン)・板張り(下見)の場合、どう評価すればよいか。</p>	<p>A それ自体では耐力要素として評価できません。</p>
<p>Q 3 内壁でしっくい等の塗り壁の場合、どう評価すればよいか。</p>	<p>A しっくいなど塗り壁仕上げ材の場合、それ自体では耐力評価できません。下地を評価してください。</p>
<p>Q 4 外壁でモルタル塗り仕上げの下地が不明の場合はどのように入力すればよいか。</p>	<p>A モルタル塗り壁で入力してください。この場合、下地の木ずりを含めての評価となります。下地が明らかな場合は下地を入力してください。</p>
<p>Q 5 900 未満の壁の評価・入力はどうすればよいか。</p>	<p>A 『市マニュアル(資料編)』P8をご覧ください。</p>
<p>Q 6 増築された建物を一棟として診断する際、重複した部分の壁はどのように評価・入力すればよいか。</p>	<p>A 重複している壁それぞれに基礎・軸組等耐力壁としての要素があり、双方が耐力評価できると判断されれば、主要な片方の壁仕様を入力してください。Wee の性質上、二つの耐力壁を重複して入力することは出来ません。また、壁基準耐力の上限は一般診断法では“10.0”と規定されています。</p>

<p>Q 7 2階の外壁仕様入力で、1階下屋の屋根裏部分まで、外壁仕上げが施工されていない場合、どう評価すればよいか。</p> <p>(例)</p> 	<p>A 明らかに耐力要素としてみられないものは評価しないでください。</p>
<p>Q 8 耐力0の壁の掃き出しを、掃き出し型開口壁として0.3で耐力をみられるのか。</p>	<p>A みられません。開口壁としてみるには、壁基準耐力が $F_w=2.0\text{ kN/m}$ 程度が必要です。(『建防協マニュアル』P42)</p>
<p>Q 9 斜めの壁はどのように入力するのか。</p>	<p>A グリッドをとり、斜めで入力するか、ジグザグに入力してください。また、斜めに入力すると耐力壁がとれない場合や、ジグザグに入力すると面積が合わない場合があるので、実際に近い形で安全側となるように入力してください。建物の外周入力と壁の線が異なっても問題ありません。</p>
<p>Q 10 X方向が800mmグリッド、Y方向が900mmグリッドである。どのように耐力を入力するのか。</p>	<p>A WeeではX方向とY方向は同じグリッドでないと作成できません。また無料耐震診断の最低グリッドは900mmです。そのため、900mmグリッドで作成して、X方向は900mm以下の為、耐力としては入力できません。</p>
<p>Q 11 片面に化粧合板2枚張り。耐力は両方みてよいか。</p>	<p>A 合板は柱に直接打ち付けないと意味がないため1枚分の耐力しかみません。</p>
<p>Q 12 掃き出し型開口の垂れ壁の高さ360mm以上とは梁下からの高さか、天井下からの高さか。</p>	<p>A 天井からの高さとなります。</p>

Q 1 3 地袋がある場合の耐力は。	A 垂れ壁があれば、掃き出し型開口でみてください。
Q 1 4 窓型開口壁の窓はどの位置についてもよいのか。	A 窓型開口壁には、垂れ壁と腰壁が必要です。『建防協マニュアル』P35)また、垂れ壁は、掃き出し型開口と同様に、高さ360mm以上必要です。

報告書

Q 1 耐力が0のため、edQu/Qr(上部構造評点)が0である。報告書作成シートに0を転記すると、印刷画面の評点の数値が空白になる。	A 報告書作成シートは小数点第三位を切り捨てております。0.001と入力すると、印刷画面の評点の数値が0で入力されます。
Q 2 申込者の名前が長くて、Weeに入りきらない。(例：株式会社〇〇代表取締役△△△△)。	A Weeでは名前への入力に文字制限があります。そのため、なるべく会社名と個人名が入るように短縮してください。(例：(株)〇〇〇〇〇△△△△)
Q 3 建物が大きすぎてA4に図面が入りきらない場合どうしたらよいか。	A 図面は原則A4で作成してください。ただし、A4に入りきらず、見にくい場合などは、A3でもかまいません。また、Weeは縮尺の変更ができないため、大きい建物の場合、壁評価が重なり見えにくくなってしまいます。その場合、審査員がチェックしやすいように、手書きや他の図面などで別途壁ごとの評価がわかるようにしてください。

審査会

Q 1 報告書の提出は代理人でもよいか。	A 同じ会社や家族で診断員登録者が審査時の質疑に対応できればやむをえませんが、原則は依頼を受けた診断員本人が持参してください。
Q 2 申込者の都合で審査会までに報告書作成が間に合わない場合、どうしたらよいか。	A 依頼票下部に記載の審査会予約管理者に連絡し、審査会予定日を変更してください。

診断完了後

Q 1 この耐震診断の改修計画を作成するにはどうすればよいか。	A (一財)日本建築防災協会が評価したプログラムで補強計画を作成してください。
---------------------------------	---

Q 2 耐震診断報酬の所得の取扱いはどうすればいいか。	A 源泉徴収されますが確定申告等は各個人で行なってください。
Q 3 町内会の活動で診断制度の業務のアピールをしてもよいか。	A 診断制度の一般的な概要説明等は無報酬で個人的な活動として行うことは支障ありません。

一般診断法の考え方と注意点

一般診断法による木造住宅の耐震診断プログラム《Wee》は一般的な木造住宅を対象としており、想定している建物以外は対応できない部分があります。手計算・精密診断の考え方をういれば対応も可能ですが、名古屋市の無料耐震診断事業では、原則プログラムの対応範囲内で行っていきます。

実際の診断業務で、プログラムの対応範囲外のことがあった場合は、各診断員の判断で実状にあった対応（安全側）をするようにしてください。

また、日本建築防災協会が耐震診断法に関してポイントとなる質問・回答集を同協会のホームページにて公開していますので参考にしてください。

名古屋市 住宅都市局 耐震化支援室

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

TEL 052-972-2921

FAX 052-972-4179

E-mail a2921@jutakutoshi.city.nagoya.lg.jp